

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公表番号】特表2016-500491(P2016-500491A)

【公表日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-002

【出願番号】特願2015-545883(P2015-545883)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 B

H 04 L 9/00 6 7 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月18日(2016.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークデバイスであって、
ネットワークインターフェースと、
認可証明書を含むメモリと、

サービスプロバイダから受信された認可トークンを、前記認可証明書を使用して検証し、前記サービスプロバイダが要求された動作を前記ネットワークデバイスとともに実行することを認可されているかどうかを判定することであって、前記サービスプロバイダがモバイルネットワーク事業者であること、および

前記認可トークンに含まれる動作特権を行使すること

を含む機能を実行するためのプロセッサとを備え、

前記プロセッサおよび前記メモリは、前記ネットワークデバイスの埋込み汎用集積回路カード(eUICC)内に構成される、

ネットワークデバイス。

【請求項2】

前記プロセッサは、前記認可トークンをデバイス管理機関に送信するかまたは前記デバイス管理機関によって認可されている場合に前記サービスプロバイダに送信するよう命令することを含む動作をさらに実行する、請求項1に記載のネットワークデバイス。

【請求項3】

前記認可証明書は、選択され、前記埋込み汎用集積回路カード(eUICC)の前記メモリにプログラムされる、請求項1に記載のネットワークデバイス。

【請求項4】

前記プロセッサは、前記認可トークンに含まれる前記サービスプロバイダに関連する動作特権を指定するための機能をさらに実行する、請求項1に記載のネットワークデバイス。

【請求項5】

ネットワークデバイスによって実施される方法であって、

サービスプロバイダから受信された認可トークンを、認可証明書を使用して前記ネットワークデバイスの埋込み汎用集積回路カード(eUICC)で検証し、前記サービスプロバイダ

が要求された動作を前記ネットワークデバイスとともに実行することを認可されているかどうかを判定するステップであって、前記サービスプロバイダがモバイルネットワーク事業者であるステップと、

前記認可トークンに含まれる動作特権を前記ネットワークデバイスの前記埋込み汎用集積回路カードで行使するステップとを含む方法。

【請求項 6】

前記認可トークンをデバイス管理機関に送信するかまたは前記デバイス管理機関によって認可されている場合に前記サービスプロバイダに送信するよう命令するステップをさらに含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 7】

前記認可証明書は、前記ネットワークデバイスの埋込み汎用集積回路カード(eUICC)に記憶されるかまたは前記デバイス管理機関に記憶される、請求項5に記載の方法。

【請求項 8】

前記ネットワークデバイスが前記認可証明書に基づいて前記認可トークンを生成するかまたはデバイス管理機関が前記認可証明書に基づいて前記認可トークンを生成し、前記デバイス管理機関は前記認可トークンを前記サービスプロバイダに送信する、請求項5に記載の方法。

【請求項 9】

前記認可証明書は、バイナリストリング、パスワード、対称鍵、または公開鍵のうちの少なくとも1つである、請求項5に記載の方法。

【請求項 10】

前記認可トークンに含まれる前記サービスプロバイダに関連する動作特権を指定するステップをさらに含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 11】

前記動作特権は、前記サービスプロバイダの1組のデータまたはサービスのロード、削除、有効化、または無効化を含む、請求項1に記載のデバイスまたは請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記サービスプロバイダによって提供される前記サービスは、少なくともモバイルネットワーク接続サービスを含む、請求項11に記載のデバイスまたは方法。

【請求項 13】

前記動作特権に関連付けられた前記サービスプロバイダが前記認可トークンにおいて指定される、請求項11に記載のネットワークデバイスまたは方法。

【請求項 14】

前記動作特権の有効性が前記認可トークンにおいて指定される、請求項11に記載のネットワークデバイスまたは方法。

【請求項 15】

前記認可トークンは、1回使用認可トークンまたは複数回使用認可トークンである、請求項1に記載のネットワークデバイスまたは請求項5に記載の方法。

【請求項 16】

請求項5乃至15の何れか1項に記載の方法を実施するためのコードを含む、ネットワークデバイスにおいて実行されるコンピュータプログラム。